送検対象の事業場拡大か

監督指導業務で通知

違反繰返しは"躊躇なく"

厚労省

労働基準監督署が書類送検の対象とする事業場を拡大した可能性があることが、厚生労働省の通知により分かった。同様の法違反を繰り返す事業場を躊躇なく書類送検していく方針としている。具体的には、過去に重大・悪質な法違反が認められた事業場に対して確認を行い、遵法状況の定着がみられないケースについて、行政指導ではなく司法警察権限行使に移る。是正勧告を受け改善を実施した事業場が、再度同じ項目で違反状態に陥った場合、労基署は今後、是正勧告を挟まず送検するとみられる。

通知は令和6年度の監督指導業務の運営に当たっての留意事項を示したもの（令6・2・13、基発0213第2号）。本紙が昨年度に引き続き、情報公開請求を行った。重点課題として、①改正法に基づく長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止、②中小企業と時間外労働の上限規制の適用が始まる業種・業務の事業場に対する一般労働条件確保・改善対策、③管内の労働災害の発生状況に応じた災防――の3つを掲げている。

司法警察権限の行使に関する記載を昨年度と比較してみると、新たに同様の法違反を繰り返す事業場への対応が追加されている。過去に重大・悪質な法違反が認められたにもかかわらず、遵法状況の定着が確認されないケースについては「躊躇なく司法警察権限を行使する」とした。

是正勧告を受けた事業場が一度は改善を実施したものの、再度同様の違反をした場合、今後は行政指導ではなく書類送検するとみられる。今年3月には、三重・四日市労基署が繰返しの違反に対し、行政指導を挟まず送検している（3月25日号4面参照）。

長時間労働の抑制では、新たに脳・心臓疾患発生の未然防止に取り組む。どのような事業場を監督指導の対象にするかは黒塗りにより明らかでないが、労働時間以外の負荷要因を考慮した労災支給決定事案が増加しつつある点を指摘している。出張業務や夜勤が多い事業場などが対象になると見込まれる。

最低賃金については、これまで以上に履行確保に向けた執行強化を図ると強調した。監督指導とともに、賃金引上げのための各種支援策と好事例の周知を行う。賃金不払い残業の防止では、遡及払いを指導する際、法違反の有無にかかわらず、就業規則割増賃金に関する記載内容を必ず確認するとした。問題がある場合には必要な指導を実施していく。

通知ではそのほか、新たに自爆営業に関する対応に着手するとした。自爆営業とは、使用者が労働者の自由意思に反して商品・サービスを購入させる行為。申告・相談などの機会を活用し、事案把握に努める。事案の背景に違法な賃金控除や賠償予定があるとみられるケースは、監督指導を実施するとした。